

令和4年7月7日
土木技術管理課

単品スライド条項の運用改定について

1 単品スライドについて

「単品スライド」とは、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

熊本県工事契約約款第25条第5項 抜粋

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

2 運用について

(1) 条項対象となる資材

原材料費の高騰などその価格上昇要因が明確な資材について、請負代金額に大きな影響を及ぼす場合には、発注者・受注者の個別協議に基づき対象資材とします。

<資材例>

鋼材類（H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等）

燃料油類（軽油、ガソリン、混合油、重油）

アスファルト類（アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト）

コンクリート類（レディミクストコンクリート、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品）

(2) 請負代金額の変更の考え方

受注者からの請負代金額の変更請求（協議）に基づき、単品スライド条項適用による請負代金額変更を行います。購入金額及び納入時期、数量を把握するため、請求書等の提出が必要です。

資材（類）ごとに算定し、それぞれ請負代金額の1%を超えるものを対象品目とし、複数資材の合計額で1%を超えても対象とはなりません。「資材（類）ごと」の適用について疑義がある場合は、土木技術管理課に協議ください。

また、資材費のみが対象で諸経費は対象外となります。

3 スライド額の算定方法の改定について【運用改定点】

(1) 実際の購入金額が実勢価格（物価資料等）を上回る場合には、受注者は実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を発注者に示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、実際の購入金額を用いて請負代金額を

変更することを可とします。

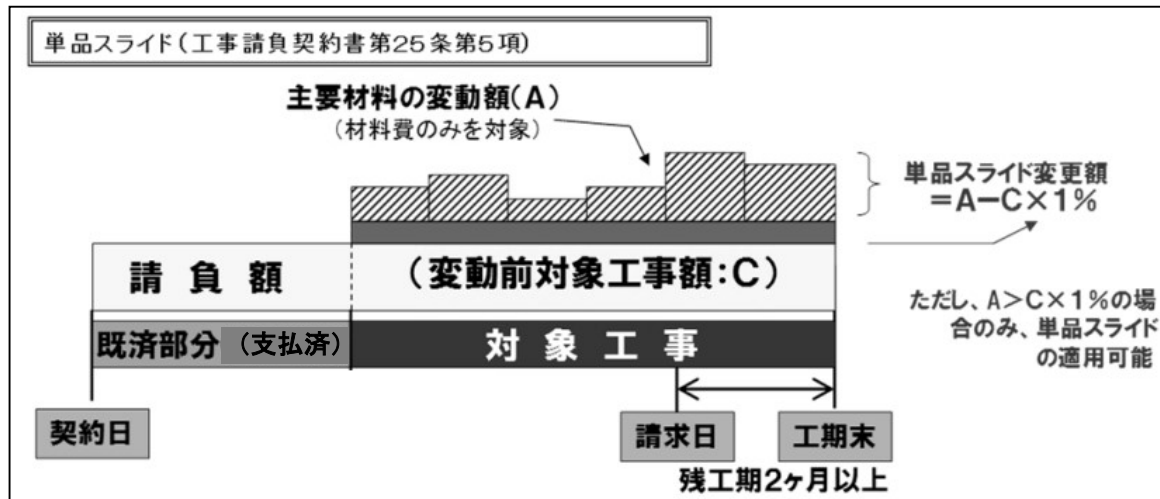
- (2) 鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出しがたい事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとします。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができます。
- (3) 維持工事で年度ごとに完済部分検査を行うものについては、各年度末に行うものとします。この場合において、「残工期」は「当該年度末までの工期」と、「工期末」は「当該年度末」と読み替えるものとします。

4 適用

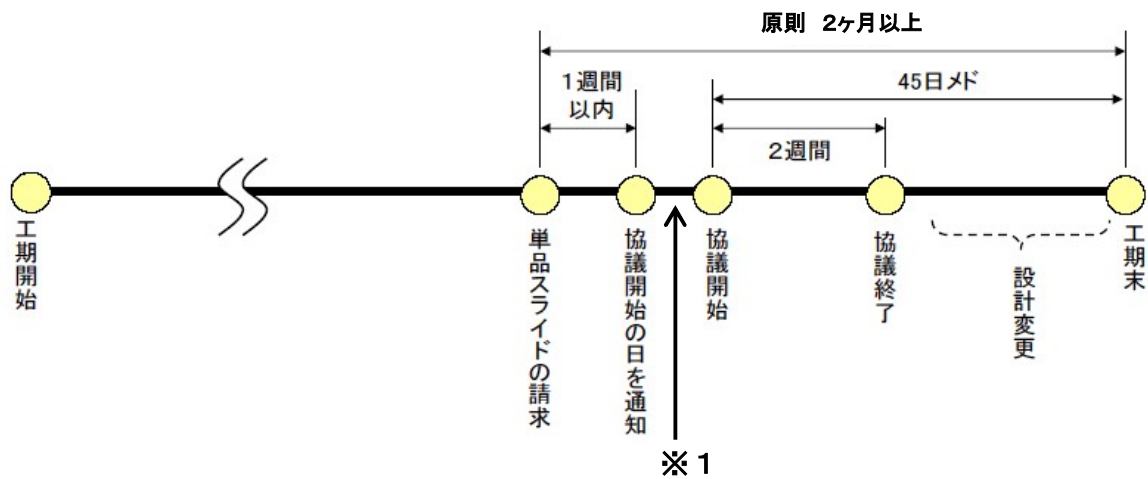
令和4年7月11日以降に熊本県公共工事請負契約約款第25条第5項に係る請求が行われたものから適用

5 請求の手続について

<単品スライドの概念>



<スケジュール（原則のパターン）注1>



※1: 協議開始までにスライド分を除く最終金額
及び最終数量を確定。
(単品スライド額の算定は最終的な工事・契
約数量をもって行うため。)

注1：本スケジュールは、標準的な日程を記載していますので、実際の手続きの際は、日程
について監督員と協議をお願いします。